

令和2年度 障害者差別解消法に関する対応状況調査結果報告 (相談機関)

【回答状況】

令和2年度は、国の機関2、都道府県47及び大学等が所在する市区町村386の計435機関を対象に調査を実施し、都道府県19、市区町村59の計78機関から回答を得た。詳細は、以下のとおり。

	配付	回収	回収率
計	435	78	17.9%
国の機関	2	0	0.0%
都道府県	47	19	40.4%
市区町村	386	59	15.3%

【調査結果】

1. 障害者差別解消法に関する対応部署について

※未回答、複数回答あり

	回答機関数	①専門部署（機関）を設置している		②既存の部署（機関）で対応している		③その他	
		回答機関数	%は回答機関数に対する割合	回答機関数	%は回答機関数に対する割合	回答機関数	%は回答機関数に対する割合
計	78	5	(6.4%)	68	(87.2%)	6	(7.7%)
国の機関	0	—	—	—	—	—	—
都道府県	19	3	(15.8%)	15	(78.9%)	2	(10.5%)
市区町村	59	2	(3.4%)	53	(89.8%)	4	(6.8%)

2. 障害者差別解消法に関する相談受付について

※未回答、複数回答あり

	回答機関数	①障害者差別解消法に関連する相談があった		②障害学生（またはその関係者）から相談があった		③大学等から相談があった	
		回答機関数	%は回答機関数に対する割合	回答機関数	%は①に対する割合	回答機関数	%は①に対する割合
計	78	56	(71.8%)	8	(14.3%)	3	(5.4%)
国の機関	0	—	—	—	—	—	—
都道府県	19	18	(94.7%)	4	(22.2%)	1	(5.6%)
市区町村	59	38	(64.4%)	4	(10.5%)	2	(5.3%)

相談件数・対応件数

※未回答、複数回答あり

	①障害者差別解消法に関連する相談件数	②障害学生（またはその関係者）からの相談件数		②への対応件数		③大学等からの相談件数		③への対応件数	
		相談件数	%は①に対する割合	相談件数	%は②に対する割合	相談件数	%は①に対する割合	相談件数	%は③に対する割合
計	1,454	12	(0.8%)	9	(75.0%)	3	(0.2%)	3	(100%)
国の機関	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都道府県	954	4	(0.4%)	4	(100%)	3	(0.3%)	3	(100%)
市区町村	500	8	(1.6%)	5	(62.5%)	0	(0.0%)	0	—

3. 障害者差別解消法に関する相談対応について ※複数回答可

※未回答、複数回答あり

	回答機関数	①障害者差別解消法		②障害者総合支援法		③その他	
		%は回答機関数に対する割合		%は回答機関数に対する割合		%は回答機関数に対する割合	
計	78	56	(71.8%)	7	(9.0%)	14	(17.9%)
国の機関	0	-	-	-	-	-	-
都道府県	19	19	(100%)	2	(10.5%)	5	(26.3%)
市区町村	59	37	(62.7%)	5	(8.5%)	9	(15.3%)

4. 障害学生（またはその関係者）及び大学等からの相談への対応について ※複数回答可

※未回答、複数回答あり

	回答機関数	①利用できる福祉サービス等について検討し、当該校と連携・調整した	②当該学生と当該校との間に立って調整した	③相談があったことについて当該校に伝達した	④他の機関や人を紹介した	⑤当該校との対応について障害学生（またはその関係者）に助言した	⑥当該学生の障害理解、意思表明等に関して支援した	⑦その他
		計	78	6	3	1	0	2
国の機関 ※	0	-	-	-	-	-	-	-
都道府県	19	0	2	1	0	1	0	1
市区町村	59	6	1	0	0	1	1	10

5. 障害学生が利用できる福祉サービス等について ※複数回答可

※未回答、複数回答あり

	回答機関数	①住居	②通学	③学生生活	④学外活動	⑤その他
計	78	36	28	14	30	16
国の機関	0	-	-	-	-	-
都道府県	19	3	2	2	2	1
市区町村	59	33	26	12	28	15

〔その他の具体的内容〕

障がい者インターンシップ事業を実施し、県庁内でインターンシップを希望する学生等を受け入れている。
【身体、聴覚障害】意思疎通支援事業での手話通訳者・要約筆記者派遣、
障がい福祉サービス費の支給（就労移行支援の利用による就職支援が可能）
相談支援センター、地域活動支援センター
障害を有する方に対し各種手当、医療費助成及び公共料金の割引制度等があります。ただし、それぞれ障害程度や所得制限等の制限が設けられています。
平成29年4月から障害者への合理的配慮の推進に係る事業として「手話通訳等実施費用助成」を実施しています。区内に住所を有する法人・団体が区内において実施する事業（一般開放の事業）に要する手話通訳等実施費用を5万円を限度に助成する制度です。区内の大学の入学式、卒業式での実施例がございます。
現時点で提供している事例はありませんが、相談があった際は個別に検討を行います。
障害者就業・生活支援センターにて、就職を希望している障害者からの相談対応が可能
ボランティア
スポーツ・文化活動、ボランティア活動、余暇活動の移動支援 行動援護、同行支援 就労移行支援（大学を辞める予定の利用者が主）
交通事故未然防止のため、危険箇所である児童発達支援事業所前に減速マーク路面表示や飛び出し坊や設置を実施した。
・日常生活用具給付事業 ・補装具費の支給事業 ・中等度難聴児補聴器購入費給付金支給事業
電動車いすなどの補装具の支給
障害福祉サービス 就労移行支援
盲ろう者通訳・介助員の派遣、中途失聴・難聴者のためのコミュニケーション教室、全身性障害者等入院時コミュニケーション支援事業、寝具乾燥消毒サービス、給食サービス、緊急通報サービス等
・居宅内において、障がい福祉サービス（身体介護、家事援助、通院等介助）を支給している。
心身障害者福祉手当、心身障害者（児）医療費の助成、手話通訳者・要約筆記者の派遣、理美容券の交付等（※すべてのサービスの利用には条件があります。）
市内に住所があり、身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者に対し、手話通訳者もしくは要約筆記者を派遣。（ただし、通学等の通年又は長期にわたる場合を除く。派遣を行う地域は、原則市内。）

6. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について

	対象となる学生 回答機関数	がいる
計	78	13
国の機関	0	－
都道府県	19	1
市区町村	59	12

〔提供するサービス〕

・通学介助、学内移動に関する介助、生活介助
本市では重度訪問介護ではなく、移動支援で大学修学支援を実施。 サービス内容は上記5-②記載のとおり。
食事介助、排泄介助、衣類の着脱、水分補給、移動介助
通学解除、学内での移動介助、学内でのトイレ介助、食事介助、修学時間中のコミュニケーション支援、代筆、代読
トイレ介助等
・学校までの通学支援 ・学内での身体介護、移動介助

7. 障害学生に関する課題、意見等

国の大学修学支援事業要綱で定められる支援の金額が1時間1,600円は安すぎるので、事業所には、ボランティア感覚でやってもらっているところであり、事業としては成り立たない。。せめて全国一律とせず、地域加算でもつけてほしい。
高校までは、教育委員会があるが、大学になると取りまとめ機関がない。情報共有等の場がなく、個別対応となる。
現在の大学就学支援事業は、大学の積極的な関与がないと利用できない。 総合支援法の改正の中で、重度訪問介護の学内利用を認めるような改善がない限り、困難があると考えている。
現段階では、障害学生に関する相談等はありません。
相談窓口の周知
発達障害や精神障害を持つ学生さんの就労相談についての相談が増えてきています。当事者や家族は「差別」としては感じていないようですが、通常の支援ではうまく適合できず、学校側も困難感を感じているようです。学校側の理解や支援の制度がより充実するとよいと感じています。